▶ ▶ ▶ マイナ免許証について

ご本人様確認書類としてマイナ免許証をご提出いただけるようになりました。

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日より「マイナ免許証(マイナンバーカード)」が運用開始されました。 (マイナ免許証 おもて面)



- ・免許に関する事項はICチップに記録されています。
- ※うら面には個人番号(マイナンバー)が記載されていますので、 提出しないでください。

所有権解除オンライン受付サービスにてお申込みいただく際には、以下を参照のうえ、 お手持ちの免許証のタイプに合わせてご本人様確認書類を提出ください。

